

◆コラム◆ 時代とともに【連載 第75回】

山崎 泰彦

被用者保険適用拡大の新たな壁と財政審の検討課題提起

被用者保険の適用拡大は社会保障政策のメインストリーム。昨年の法改正により、週20時間以上の短時間労働者の適用については、賃金要件が撤廃され、企業規模要件も2035年までに段階的に撤廃される。また、常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種も解消され、被用者保険の適用事業所とされた。次期改正では20時間未満への適用拡大が課題とされ、雇用保険と同様に10時間以上とする方向で議論が進んでいる。

その矢先、この政策の推進に水を差すような問題が発覚した。社会保険料の削減を謳い、個人事業主等を一般社団法人の役員とし、健康保険等の被保険者資格を届け出る一方で、当該個人事業主等から会費等と称して役員報酬を上回る額を支払わせる事業所の存在である。1月には日本維新の会、5月には参政党のいずれも一部の地方議員が、そのような「勤務実態のない」脱法的な被用者保険加入により、議員報酬に基づく高額な国保の保険料負担を逃れていたことが発覚した。法人の役員には労働時間要件がないという隙に付け込んだビジネスであり、発覚した事業所は氷山の一角とみられている。

この問題に関して厚生労働省は、「法人の役員である個人事業主等に係る被保険者資格の取り扱い」に関する通知（3月18日）を発出し、①その業務が経営参画を内容とする経常的な労務の提供であるか、②その報酬が当該業務の対価として当該法人より経常的に支払いを受けるものであるか、の具体的な判断基準を示した。

この問題にとどまらない。現状では、意図的であるか否かを問わず、事実上の国保保険料逃れになるケースが発生せざるを得ない。被用者であれば、被用者保険適用事業所での20時間以上の勤務があれば、たとえ本業の個人事業による多額の事業所得があっても、被用者保険が適用され、国保の被保険者資格を喪失する。結果、国保は高所得の優良被保険者を失い、財政悪化を加速させる。適用拡大を進めると、問題がさらに拡大する。

この問題に関連して、財政制度等審議会の建議「人口減少と不確実性の時代における国力の強化と財政運営」（6月26日）は、「地域保険（国保・後期高齢者医療制度）と被用者保険は完全に分離しており、被用者保険制度での調整制度のような仕組みも存在しない。（中略）マイナ保険証の活用など保険者間連携を進め、早急に解消すべきである」と検討課題を提起する。そして、建議資料では、「保険料賦課ベースの相違（「報酬」か「所得」か）の調整等の課題はあるものの、両制度の分断を回避すべく実務的な検討を深めるべきではないか」という。

その参考として、「被用者保険では、複数の適用事業所で勤務し、適用要件を満たす場合には、それぞれの事業所で被用者保険に加入することとなっている」ことを例示している。これに倣えば、被用者保険と地域保険の双方の適用条件を満たす者については、双方の被保険者資格を与え、就業実態に応じて給与収入と事業所得等のそれぞれに着目した負担を求めるのだろうか。実務上のハードルは高くなりそうだが、就業実態の変化に対応した検討課題の提起であり、今後の議論の進展に注目したい。

山崎 泰彦（やまさき・やすひこ） 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

1945年生まれ。社会保障研究所、上智大学、神奈川県立保健福祉大学を経て、2011年より現職。社会保障審議会委員、社会保障制度改革国民会議委員、社会保障制度改革推進会議委員等を歴任。著書に『社会保障・税一体改革の十年』（社会保険出版社、2021年）、『社会保障一時代とともに』（販売：社会保険出版社、2025年）など。

